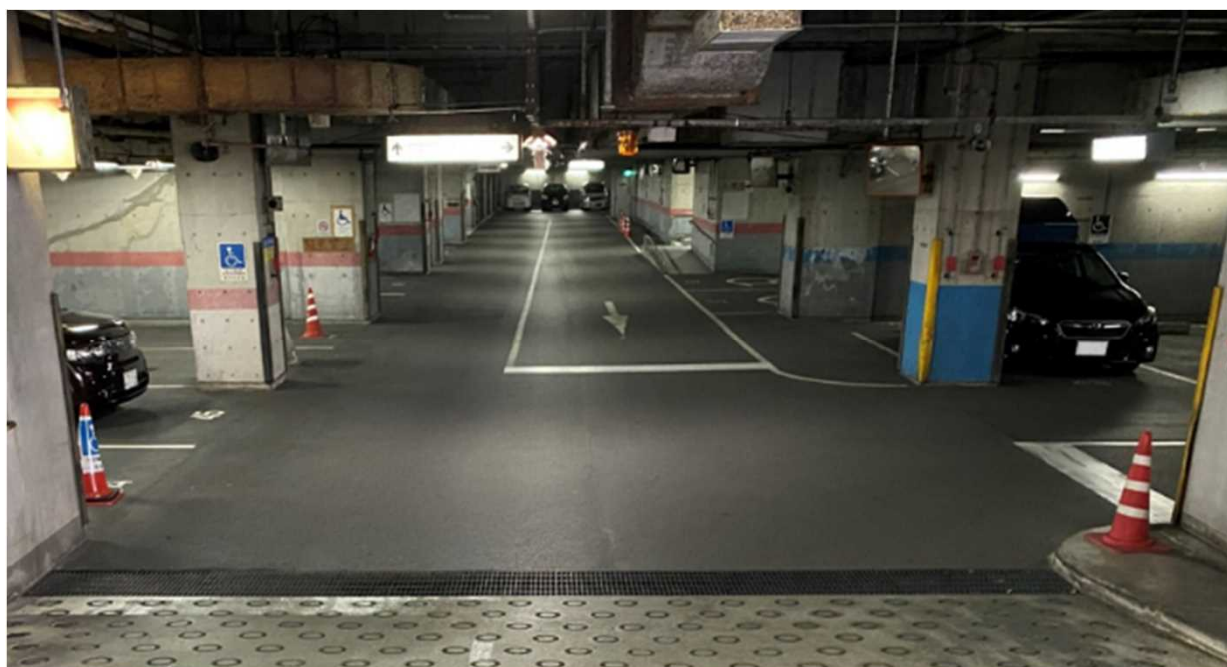


# PFOS等含有泡消火剤 本庁舎漏出時緊急対応マニュアル

---



令和6年2月 沖縄県総務部管財課

# はじめに

---

本マニュアルは県本庁舎において、PFOS等を含む泡消火剤(以下、泡消火剤)の漏出が発生した際に、庁舎外への流出を防ぎ、人的被害及び環境への影響を最小限とすることを最優先の目的として、本マニュアル作成時点で取り得る現実的、かつ具体的な対応を示したものです。

今後、PFOS等を含有する泡消火剤及び泡消火設備(配管含む)の取替等が順次進むことが想定されますが、本マニュアルはそれまでの間に当該事故が起こりうるという前提での対応を示したものとなります。

本庁舎以外の県有施設においても、その施設の構造、管理体制に応じて本マニュアルを参考に緊急対応マニュアルを作成する必要があります。

# 1① 事前準備

中央監視と庁舎警備の職員は漏出事故に備え、全員(1)の情報を把握してください。また中央監視の職員は全員(2)、(3)の情報も合わせて把握してください。

県の庁舎管理担当職員は、上記職員が確実に情報を把握できるよう、情報を整理して書面で通知し、合わせて必要に応じて操作方法講習等を実施し、事故発生時に必要となる(4)、(5)、(6)を用意してください。

- (1) 漏出発見時の連絡先となる職員、及び消防用設備保守点検業務受託事業者（以下「保守点検事業者」）の電話番号、メールアドレス
- (2) 泡消火設備（ポンプ）の操作パネルの位置、停止方法
- (3) 湧水槽の排水ポンプの操作パネルの位置、停止方法
- (4) 立入禁止等の表示用資材、曝露防止用資材、拡散防止用資材、洗浄用資材の確保（次頁「1② 準備しておくべき備品」参照）
- (5) 漏出した泡消火剤等を一時保管する、環境省の技術的留意事項に適合した保管場所
- (6) 泡消火設備に充填されている泡消火剤の安全データシート(SDS)※

〔 ※safety data sheet 化学物質等を譲渡または提供する際に、その物質の物理化学的性質や危険・有害性、及び取り扱いに関する情報を相手方に提供するための文書。労働安全衛生法、化管法等により作成、配布が義務付けられている。 〕

# 1② 準備しておくべき備品

---

## (1) 立入禁止等表示用

- カラーコーン
- ロープ、又は  
カラーバー
- 「PFOS含有廃棄・  
接触禁止」の表示  
板

## (2) 曝露防止用

- ゴーグル
- 手袋
- ガウン又は  
雨合羽(上下)
- マスク
- シューカバー  
又は長靴

## (3) 拡散防止用

- 土嚢
- バケツ
- ブルーシート
- 貯水タンク  
又はドラム缶

## (4) 洗浄用

- ホース

## 2 第一発見者の対応 ①

最初に泡消火剤の漏出を発見した者、または県民等から報告を受けた者は、迅速、適切な初期対応(情報共有、被害拡大の防止)を担います。次の順に必要な対応を取って下さい。

- (1) 速やかに中央監視室に漏出を報告、中央監視室職員は泡消火設備の噴射及び全ての湧水槽の排水ポンプを停止する。
- (2) 消火剤を被った者の有無を確認し、氏名、連絡先を控える。皮膚に付着するなど被害を受けた者がいた場合は、大量の水で速やかに洗い流させる。痛み等の異常を訴える者に対しては医師への受診を勧める。
- (3) 県の施設管理担当職員及び保守点検事業者に漏出の発生を報告する。第一報としてその時点で把握している情報をただちに電話で報告する。現場写真をメール等で送付する。

## 2 第一発見者の対応 ②

---

- (4) 当該区画をカラーコーンやロープ等で区分し、「立入禁止」と表示する。
  - (5) 第一報の後に以下の情報を第二報としてメール等で施設担当職員に連絡する。
    - ①発生時間
    - ②発生場所(○階○区画など)
    - ③発生原因(分かる範囲で)
    - ④漏出時間(○分)と漏出した消火剤の量(分かる範囲。写真でも可。)
    - ⑤消火剤を被った人数、車の台数など、被害の状況(分かる範囲。写真でも可。)
  - (6) 庁舎利用者の車に消火剤がかかっている場合は、対象車両のナンバーを控える。泡消火剤がかかったこと、県の連絡先をメモ等でお知らせする。可能な範囲で拭き取る。
- ※ (5)、(6)は施設管理担当職員の現場到着までに余裕があれば対応すること。

### 3 施設管理担当職員の対応①

第一発見者から漏出の報告を受けた職員は、漏出現場での対応の中心的な役割を担います。次の順に必要な対応を取って下さい。

- (1) 第一発見者からの報告を連絡網へ転送するなどし、事故の発生を報告する。
- (2) 速やかに現場へ集合し、第一発見者の行う取り組みができているか確認する。未対応があれば第一発見者、保守点検事業者と協力して対応する。特に泡消火設備と湧水槽のポンプは確実に停止する。
- (3) 手袋・ゴーグル・マスク・ガウン・長靴を着用し、目や皮膚への曝露、吸入対策(以下、「曝露等の対策」)を行ったうえで、泡消火剤が拡散しないよう1カ所にまとめる。近くに排水口がある場合は、構造上可能であれば土嚢等でふたをする。職員、県民等が触らないよう、カラーコーンやロープ等で区分し、「PFOS含有廃棄物・接触禁止」と表示する。

### 3 施設管理担当職員の対応②

---

- (4) 庁舎利用者の車に泡消火剤がかかっている場合、曝露等の対策をして拭き取る。泡消火剤がかかったこと、県の連絡先をメモ等でお知らせする。
- (5) 泡消火剤が付着した資材等を事前に確保した保管場所にまとめる。保管場所に入りきらない場合は、応急対応として、飛散・流出・地下浸透がないよう対策し、人が容易に触れることができないようロープ、カラーコーン等で区分して保管する。保管時には「PFOS含有廃棄物・接触禁止」である旨の標識を掲示する。
- (6) 速やかに、(3)により隔離した泡消火剤等を回収する。回収した泡消火剤等はあらかじめ用意した保管場所において、ドラム缶等で密閉して保管する。
- (7) 沖縄県環境部環境保全課及び那覇市環境部環境保全課あて、事故の発生を連絡する。
- (8) 施設外への漏出を確認するため、敷地境界付近の排水柵等の水を採取し、PFOS等の濃度を測定する。



### 3 施設管理担当職員の対応③

---

- (9) 泡消火剤の漏出箇所を洗浄し、湧水槽内の泡消火剤、汚水及び汚泥、洗浄時の汚水、(5)並びに(6)により隔離した泡消火剤等を、法令等に沿って委託契約後、速やかに収集運搬・処分する。
- (10) PFOS等が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことで人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合は、水質汚濁防止法第14条の2に基づき事故の状況及び対応状況を整理して、那覇市環境部環境保全課あてに届出を行う。

## 4 担当班長以上の対応

職員から報告を受けた担当班長等は、主に迅速な情報公開、対応の進捗管理、再発防止策の検討を担います。次の順に必要な対応を取って下さい。

- (1) 所属長から部長(危機管理監(知事公室長)含む)まで、第一報として漏出があったことを報告し、必要な指示を仰ぐ。三役へは部長から報告する。
- (2) 施設管理担当職員の取り組みを監督し、一層の漏出防止策を検討、指示するとともに、被害の状況、対応状況を整理、把握する。
- (3) 漏出場所から泡消火剤が流入する可能性のある湧水槽を特定し、台風時や豪雨時など、気象条件を踏まえ、部長等施設管理者の確認を得た上でそれ以外の湧水槽のポンプを稼働させる。
- (4) 泡消火設備の誤作動、消火剤の漏出については、外部への流出の確認を待たずして公表する。また、検査の結果、庁舎外への流出が判明した場合は、被害拡大防止対策、再発防止対策等の状況を含めて迅速に情報提供する。公表後のマスコミ等への問い合わせに対応する。
- (5) 曝露した県民等、泡消火剤を被った車両等の被害への対応を検討する。